基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年一月二十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年二月九日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年一月六日

福岡県福岡市中央区天神二丁目八番三六号

九州ガス圧送株式会社

代表取締役　川上　精一

限定承認公告

本籍群馬県渋川市赤城町津久田二七三一番地一、最後の住所群馬県前橋市上細井町一八四六番地六

被相続人　亡　狩野　典男

右被相続人は平成二十一年七月十三日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月十八日前橋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

群馬県藤岡市藤岡七八六番地五四

相続財産管理人　狩野　孝之

限定承認公告

本籍新潟県新発田市金山二五〇番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　関　史郎

右被相続人は平成二十一年二月二日死亡し、その相続人は平成二十一年四月二十三日新潟家庭裁判所新発田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

千葉県船橋市夏見台四丁目一八番三三号

相続財産管理人　関　義則

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年一月二十一日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却、特定資産についての賃料収入若しくは消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本資産流動化計画に係る業務の終了前に償還し、本特定目的会社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、右記特定資産の売却若しくは消費税の還付その他本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件

本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、

（一）特定資産を売却した場合には、その売却代金から当該事業年度中に期限前償還すべき特定目的借入れ（もしあれば）の額を控除した額、

（二）確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び（三）特定社債の条件に従い積立等を行い（もしあれば）、本特定目的会社の維持に要する費用及び特定資産の管理・運営に要する費用を控除した後の余剰現金の合計額を上限とし、取締役が決定する金額をもって、優先出資金の額の減少を取締役が決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

平成二十二年二月八日に行なう。

四、減少する優先資本金の額

金二億円

五、消却する優先出資の種類

当社は、A号優先出資及びB号優先出資の二種類を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資とも消却する。

六、消却する優先出資の口数

四千口（A号優先出資につき二千四十口、B号優先出資につき千九百六十口）

七、消却の方法

買い入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。ただし、消却後に各優先出資社員が保有する優先出資の全優先出資に対する割合が消却前と同じになるように行う。

八、消却に要する金額

金二億円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全優先出資

平成二十二年一月六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

シェフィールドアセット特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少し十三億千五百万円として、発行済優先出資総口数三万三百口のうち、A号優先出資二千四十口、B号優先出資千九百六十口の計四千口を、それぞれ一口に対して金五万円をもって有償消却し、発行済優先出資総口数を二万六千三百口にすることとしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所持する方は、本消却の効力発生日である平成二十二年二月八日までに当該優先出資証券を当社にご提出ください。

平成二十二年一月六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

シェフィールドアセット特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十五億四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十一年十一月十八日付官報号外第二四四号一二五頁に掲載されています。

平成二十二年一月六日

東京都港区赤坂二丁目一一番一五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

NCAP5特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億四千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十一年十一月十八日付官報号外第二四四号一二五頁に掲載されています。

平成二十二年一月六日

東京都港区赤坂二丁目一一番一五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

NCAP6特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十五億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十一年十一月十八日付官報号外第二四四号一二五頁に掲載されています。

平成二十二年一月六日

東京都港区赤坂二丁目一一番一五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

NCAP9特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億九千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十一年十一月十八日付官報号外第二四四号一二四頁に掲載されています。

平成二十二年一月六日

東京都港区赤坂二丁目一一番一五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

NCAP10特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は次の通り公告しております。

http://www.asuna-accounting.com/company/0020.html

平成二十二年一月六日

東京都千代田区内神田一丁目六番三号六階

あすな会計事務所内

プライムプロパティーズ特定目的会社

取締役　中垣　光博

訂正公告

平成二十一年九月二十四日掲載の(甲)レジャックスホールディングス株式会社、(乙)OSCARGROOVE株式会社に係る吸収分割公告中、乙の住所「大阪市西区北堀江一丁目七番四号」とあるは「大阪市西区南堀江一丁目七番四号」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年一月六日

正誤

ページ	段	行	誤	正
九	一	終りから一一～九	下	行頭を一字下げる。

扱　店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月六日付第三号六四ページ　ジ●同日付政府調達第三号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）